

「介護サービス情報の公表」制度における調査に関する指針

1 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第140条の47の2の規定に基づき、調査の実施に関する指針を定める。

2 調査を行う対象等

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35第3項で規定される報告に関して必要があると認めるときは「報告内容に虚偽が疑われる場合」とする。

調査の対象とするサービスは、規則第140条の43に規定するサービスとし、一体的に報告を行った事業所については、一体的に報告を行ったサービスすべてを調査対象とする。

3 手数料

調査事務手数料は徴収しない。

4 調査項目

調査項目は、規則別表第1及び別表第2に掲げる項目のうち、市が必要と認める事項とする。

5 調査の実施について

調査は、運営指導に併せて行い、原則として、事業所を訪問し面接調査の方法によって行う。

調査を実施するときは、事前に対象となる事業所に対して通知する。

6 調査結果の同意

調査終了後は、調査結果について事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。

同意が得られなかった場合は、法第115条の35第4項の規定に基づく報告の内容の是正命令等の対応を行う。

附則

この指針は、平成30年7月30日から施行する。

附則

この指針は、令和4年7月14日から施行する。